

行政文書の開示の状況（令和2年度）

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一部開示	不 開 示	却 下	取 下 げ	検 討 中
知 事	2, 931 (35)	2, 296 (22)	538 (13)	23	2	42	30
病院事業管理者	4	4	0	0	0	0	0
議 会	13	4	8	1	0	0	0
教育委員会	107	79	20	7	0	0	1
選挙管理委員会	5	0	4	1	0	0	0
公安委員会	1 (1)	0	1 (1)	0	0	0	0
警察本部長	191 (4)	82	83 (3)	20 (1)	0	1	5
公立大学法人青森 県立保健大学	1	1	0	0	0	0	0
地方独立行政法人青森県 産業技術センター	1	0	1	0	0	0	0
計	3, 254 (40)	2, 466 (22)	655 (17)	52 (1)	2	43	36

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計52件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは36件であり、不開示の計(1)件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは0件である。

2 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処 理 の 状 況 (件)					
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
8	1	0	1	0	0	6
(9)		(4)	(5)			

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

- (2) 審査請求があった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事案
審査請求があった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかった。
- (3) 審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があった日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。

個人情報保護条例の運用状況（令和2年度）

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況（件）					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知事	51	28	20	2	1	0	0
議会	1	1	0	0	0	0	0
教育委員会	2	2	0	0	0	0	0
人事委員会	2	2	0	0	0	0	0
警察本部長	74 (2)	2	63 (2)	2	2	0	7
計	130 (2)	35	83 (2)	4	3	0	7

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計4件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは3件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	50
病院事業管理者	18
教育委員会	7,020
人事委員会	55
警察本部長	141
公立大学法人青森 県立保健大学	156
地方独立行政法人青森 県産業技術センター	8
計	7,448

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況

利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求の処理の状況

区 分	件 数	処 理 の 状 況 (件)					
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
開示決定等及び開示請求に係る不作為に係るもの	0 (1)	0	0	0 (1)	0	0	0
訂正決定等及び訂正請求に係る不作為に係るもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等及び利用停止請求に係る不作為に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

実施機関	件 数	処理の状況 (件)	
		処理済	検討中
知 事	2	2	0
計	2	2	0

2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況 (件)	
	処理済	検討中
5	5	0

(2) 事業者に対する勧告の件数

事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数

事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。